

入 札 公 告

安芸市宿泊・飲食施設誘致市場調査業務について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 5 月 7 日

安芸市長 西内 直彦



1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 安芸市宿泊・飲食施設誘致市場調査業務
- (2) 履行場所 安芸市全域並びに本業務の遂行に必要な国内地域
- (3) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 25 日まで

2. 入札参加資格

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 官公署から指名停止を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。
- ⑤ この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑥ 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- ⑦ 過去 5 年間に於いて、本業務に類似する施設の立地調査、市場調査、需要予測調査又は統計調査等の受注実績を有し、本業務を適正かつ確実に履行するために必要な経験及びノウハウを十分に有していること。

3. 入札参加資格の確認

(1) この入札に参加を希望する者は、2 に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに必要書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

【提出書類】

- ① 入札参加申請書
- ② 誓約書
- ③ 会社概要書
- ④ 業務実績調書

(2) 入札参加資格の確認は、提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和8年5月19日(火)までに電子メールにより通知する。

(3) 入札参加資格の確認後であっても、資格確認を行った日の翌日から開札の時までの間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けたとき、その他入札参加資格を欠くに至ったときは、その資格を取り消すとともに、その旨を通知する。

(4) その他

- ① 提出期限後における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出書類に要する費用は、提出者の負担とする。

4. 仕様書等に対する質問及び回答

仕様書等に質問がある場合は、質問事項書により令和8年5月13日(水)正午までに、安芸市企画調整課へ提出すること。

質問に対する回答は、令和8年5月15日(金)午後5時までに安芸市ホームページに掲載する。

5. 入札参加申請書、入札書等の提出場所等

(1) 入札参加申請書及び入札書の提出場所、契約条項を示す場所並びにこの入札に関する問合せ先

〒784-8501 高知県安芸市土居 82 番地 1
安芸市企画調整課企画係
電話 0887-35-1012
FAX 0887-35-4445
E-mail kikaku@city.aki.lg.jp

(2) 入札実施要綱及び仕様書の交付場所

上記(1)に同じ。なお、安芸市ホームページからも入手できる。

(3) 入札実施要綱及び仕様書の交付期間

令和8年5月7日(木)から
令和8年5月18日(月)まで
※ 休日及び平日の昼休みを除く。

(4) 入札参加申請書の提出期間

令和8年5月7日(木)午前9時から
令和8年5月18日(月)午後5時まで
※ 休日及び平日の昼休みを除く。

(5) 入札書の提出期間

令和8年5月20日(水)午前9時から

令和8年5月26日(火)正午まで

※ 休日及び平日の昼休みを除く。

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和8年5月26日(火)午後1時30分

場所 安芸市役所2階 第1会議室

※ 開札の立会いを希望する入札参加者又はその代理人は、定刻までに入室すること。

(7) 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、後日、日時及び場所を指定して当該入札者に通知し、くじにより落札者を決定する。

この場合において、当該入札者が出席しないとき、又はくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6. 入札方法等

(1) 入札書は所定の様式を使用し、押印のうえ、封入及び封かんし、封筒の表面に件名、宛先及び入札者の商号又は名称を記載して、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

なお、郵送による場合は提出期限までに必着とし、郵便事故等により提出期限までに到達しなかった場合は、未提出として取り扱う。

(2) 入札書には、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 件名
- ② 入札年月日
- ③ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
- ④ 入札金額
- ⑤ 入札者印

(3) 入札金額は、総額を記載するものとし、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

(4) 入札金額は、金額の頭部に「¥」を付し、金額の訂正は認めない。

(5) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① この公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札
- ② 入札参加資格確認に係る書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ③ 安芸市契約事務規則第20条各号に該当する入札
- ④ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 開札の結果、落札者がいないときは、再度入札を行う。

この場合における提出期限、提出方法、開札日時その他必要な事項は、当初入札における有効な入札者に対して別途通知する。

7. 入札保証金

免除する。

8. 契約保証金

契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を契約締結時に市へ納付しなければならない。

ただし、安芸市契約事務規則第51条第2項第3号に該当するときは、これを免除する。

9. その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 落札者は、契約締結までに市が指定する納税証明書を提出しなければならない。

なお、当該証明書により入札参加資格要件を満たしていないことが判明したとき、又は提出期限までに提出しないときは、落札決定を取り消すことがある。

(3) 定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、安芸市契約事務規則その他関係法令等の定めるところによる。